

選定療養の特別料金の説明書

医療法人社団慶北会花田病院

院長 花田 太郎

平成14年4月1日の医療法改正により、入院期間が180日を超える場合の事項が
取り決められました。平成14年4月1日以降、医療保険一般病棟において通算入院期間
(同一の疾病または負傷による他の医療機関での入院も含みます。)が180日を超える入
院については、特別の状態を除き選定療養の対象となり、下記の金額の特別料金を徴収
させていただくことになりましたのでご了承下さい。

180日を超える患者様の特別料金表

病棟の種別	基本点数	1日当りの負担額(左の点数の15%控除を基に算出)
一般病棟	988 点	1,600円

※ 外泊の期間中であっても特別の料金を徴収致します。